

千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務委託プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務の委託事業者を選定するに当たり、公募型企画提案方式（以下、「プロポーザル」という。）により優れた提案を広く募集し、その中から最も優れた提案を選定するため、プロポーザルへの参加方法及び企画提案の選定方法について必要な事項を定めるものとする。

(プロポーザルの参加方法)

第2条 プロポーザルに参加を希望する者は、別に定める「千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務委託企画提案（プロポーザル）募集要項」に基づいて参加手続きをとるものとする。

(受託候補者の選定方法)

第3条 県は別に定める「千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務委託に係る企画提案選定委員会運営要領」に基づき、企画提案者から提出された企画提案書及び企画提案者によるプレゼンテーションを総合的に審査し最も優れた提案者を選定する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に係る必要な事項は、千葉県が定める。

附 則

この要項は、令和8年5月1日から施行する。